

# 全労済協会だより

vol.64

## CONTENTS

- 岩手県で講演会を開催しました ..... 1  
2012年4月7日(土)盛岡市において、「真の復興への視座 ～東日本大震災からの復興に向けて～」をテーマとした講演会を開催しました。
- 2012年春季「退職準備教育研修会」 ..... 2  
【東京開催】のお知らせ  
(研修企画・コーディネーター養成講座)  
●日時 2012年6月19日(火)～20日(水)  
●場所 新宿駅周辺 会議室
- 第2回運営委員会開催報告 ..... 2
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険<sup>⑬</sup>」 ..... 3  
テーマ「年金と世代間格差について—その2」
- シリーズ ユニカー(団体(法人)自動車共済) Q&A<sup>⑬</sup> ..... 4
- 全労済協会からのお知らせ ..... 4  
●当面のスケジュール

## 岩手県で講演会を開催しました

テーマ「真の復興への視座 ～東日本大震災からの復興に向けて～」

当協会は、2012年4月7日(土)午後1時30分から、盛岡市のアイーナホール(いわて県民情報交流センター7F)において、「真の復興への視座 ～東日本大震災からの復興に向けて～」をテーマとした講演会を開催しました。

今回は、東日本大震災から1年経過して、被災地の復興をどのように考えていけばよいのかを趣旨として、日本を代表する論客としてご活躍の寺島実郎氏(一般財団法人日本総合研究所理事長)に、世界情勢と日本社会・被災地のこれからについて、幅広い見地から講演をいただきました。

また、講演後、達増拓也・岩手県知事をお迎えして寺島氏と対談を行いました。この1年を振り返り、復興や防災の諸課題にどのように取り組まれているのか等について伺いました。

当日は430名の方が参加され、講演と対談に熱心に耳を傾けていました。

まず第1部では、寺島実郎氏から、「真の復興への視座 ～東日本大震災からの復興に向けて～」と題してご講演いただきました。

復興をめぐる県・市町村・国の対応について、「県や各市町村の復興計画についてはそれなりの問題意識が出ているが、東北6県に新潟県を加えた『東北圏』をどうするのか、グランドデザインが見えない。これは最大の国家責任ではないか」として、

「東北圏は、震災が起きなくとも2050年には人口が3割減少し、高齢者比率(65歳以上の人口の比率)は約45%になると予測されており、このままでは過疎化・高齢化は一段と加速する」と述べました。

次に、「アジアダイナミズム」の視点から、「過去20年間の日本の貿易相手国のシェアの推移を見ると、アメリカは27.4%(1990年)から11.9%(2011年)に減少した。一方、中国は3.5%(1990年)から20.6%(2011年)に増加し、アメリカの2倍に迫る勢いだ。中国は香港、シンガポール、台湾の資本・技術等をうまく取り込みながら有機的に連携して発展しており、これらは『大中華圏』というくりで見ることができる」と経済状況を述べました。

そして「世界港湾のコンテナ取扱量を見ると、大中華圏の港、上海、香港、シンガポールなどがトップ10に入り、5位の韓国・釜山も米中貿易の増加によりハブ化(拠点化)が進んでいる。釜山港のハブ化により、日本海側の港から釜山を経由してアメリカへ輸出する方が有利になったため、日本の港湾物流の中心が太平洋側から日本海側にシフトする変化が生じている」と指摘したうえで、東北地域の再興には「太平洋側と日本海側を一体として相関させる構想が重要だ。岩手にとっての秋田、宮城にとっての山形、福島にとっての新潟は、これからの地域経済にとって重要な意味を持つ。太平洋側と日本海側を戦略的につなぎ、東北地域の再興を描き出していかなければいけない時代が来ている」と提言しました。

また、デンマークやアメリカでのエネルギー源の現況を



引き合いにしながら、今後の岩手県の可能性について、「農林水産業などをベースにしているため、非常に再生可能エネルギーのポテンシャル(潜在性)がある。バイオリファイナリー(再生可能な生物資源を原料に燃料や樹脂などを製造する技術など)からバイオケミカル(生物化学)産業に展開していく流れをリードすることにより、日本産業のパラダイム(これまでの見方・考え方)を変える可能性がある」と述べました。

続く第2部では、達増知事と寺島氏が「被災地の復興に向けて」をテーマに対談を行いました。

達増知事は、大震災からこの1年を振り返って、「県や被災した市町村は復興のための予算を組み、復興特区制度、交付金制度等が整い、復興を進めていく態勢ができてきた。一方、県や市町村の復興計画はまだ骨格の段階であり、具体化はこれからだ」と述べました。そして、復興に向けた県の計画については「『安全の確保』『暮らしの再建』『なりわいの再生』の3つの原則に従って、約300の事業を設けた」と述べました。

また、県の新たな取り組みとして、「団体・企業・個人のアイデアを公募して、具体的な形として実現していく」ために、「行政とは別に、復興を進めていく1つの司令塔として産学官連携の『いわて三陸復興のかけ橋』プロジェクトを立ち上げた」と述べました。

さらに、委員として出席した政府の復興構想会議では、「平



泉世界文化遺産と国際リニアコライダー(超高エネルギーの電子・陽電子の衝突実験計画)を、岩手のみならず東北、さらには日本全体としての東日本大震災復興の象徴的の事業にすることを提案した」と述べました。

対談の中で寺島氏は、「阪神淡路、新潟、東日本の三震災を比較すると、ケータイ(携帯電話)とコンビニエンスストアの果たす役割は大きく進化したが、避難所ではごさを敷いてプライバシーもない状態で仮設住宅ができるまで我慢させるような対応を今もしている。例えばコンテナを改造してカプセルホテルやトイレ・風呂などの水まわり施設をつくり、広域防災拠点へ配置したり、空輸できるようにして、防災も進化させないといけない」と述べました。さらに、「復興構想には、若者の参画が非常に重要だ。参画により人を育てることができる」と述べました。

また講演会の最後に、アトラクションとして陸前高田市の創作和太鼓集団「氷上共鳴会」(通称「氷上太鼓」)に演奏いただきました。震災からの早期の復興を願い、力強い演奏が披露されました。



☆今回ご紹介した内容は、後日当協会ホームページでの公開や報告書の発行をする予定です。

(文責：調査研究部)

## 2012年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】のお知らせ (研修企画・コーディネーター養成講座)

全労済協会では中小労働組合等における退職準備教育の普及・推進に向けた研修企画・コーディネーター養成を目的に、毎年2回(春・秋)「退職準備教育研修会」を開催しています。春期は「東京」会場で開催します。

〈研修会の概要〉 ◎退職準備・セカンドライフの“基礎的な知識”を身につけていただく研修会です。

●対象者 労働組合の役員・担当者、書記局、研修企画・コーディネーター希望者

●カリキュラム 退職準備・セカンドライフの「生活経済」「年金、雇用保険、医療保険、税金」「活動事例」など

●定員 50名程度 ●参加費 資料代 2,000円

【東京開催】 ●日時 2012年6月19日(火)10時～20日(水)16時 ●場所 新宿駅周辺 会議室

〈お問い合わせ・お申し込み先〉 ※全労済協会ホームページよりお申し込みください。調査研究部(TEL 03-5333-5126)

## 第2回運営委員会開催報告

第2回運営委員会(2011年度)を4月13日(金)に開催しました。

議題については、①2012年度事業計画(案)②定款の変更の案(素案)の提案をおこない活発な質疑後、確認されました。



## 暮らしの中の社会保険・労働保険⑬ 「年金と世代間格差について—その2」

前回取り上げた内閣府経済社会総合研究所のディスカッション・ペーパー「社会保障を通じた世代別の受益と負担」(以下、「ペーパー」)が、反響を呼んでいます。そこで、今回も年金と世代間格差を考えます。

### Q1. いったい何が起きているのですか。

**A1.** 1月末現在の国民年金第1号被保険者の保険料納付率は57.2%となり、納付率低下が続いています。保険料の引上げが続き、年金不信が広がった結果、第1号被保険者全体の中で保険料を納付する人の割合も低下しています。そして、その原因の一つは間違った「年金破綻論」だと考えられています。

〈各年度1月末現在の納付率等〉

年度	納付率	全額免除割合	納付者比率
2011	57.2%	28.8%	40.7%
2010	57.9%	27.6%	41.9%
2009	58.9%	26.2%	43.5%

注1: 納付者比率 = (1 - 全額免除割合) × 納付率で計算  
 注2: 納付率の計算対象は各年度の4月分～12月分保険料  
 注3: 厚労省報道発表資料などから作成

### Q2. 年金不信とペーパーはどう関係するのですか。

**A2.** 社会保障の専門家等で構成される厚労省の「社会保障の教育推進に関する検討会」(以下「検討会」)は3月に、このペーパーの批判的検討を行いました。ペーパーでは、若者世代の負担超過が発生、社会保障を通じた世代間不均衡は無視できない大きさになるとされ、マスメディアは、1955年以降生まれの人は「損」が拡大するなど大きく報道しました。これに対し、検討会に提出された資料「社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ～社会保障制度の世代間格差に関する論点～」(以下、「検討会資料」)では、ペーパーの問題点等が示されています。

### Q3. 検討会資料では何が問題とされているのですか。

**A3.** 検討会資料はまず、「保険料」と「給付」の割引現在価値換算額の差し引きをもって世代間格差の大きさを示すペーパーの計算技術的な問題点として以下の点を挙げています。

#### ① 保険給付の期待値を計算することの問題

社会保障はあくまで保険であり、金融商品ではない。ペーパーでは長生きした場合の生活費、要介護の家族負担や高額医療費などのリスクヘッジの意義が無視されている。

#### ② 割引率の問題

ペーパーでは「物価上昇率」や「賃金上昇率」ではなく、最も高い「利回り」を割引率として用いて

いる。その結果、計算上の格差を大きくしている。

#### ③ 事業主負担の扱い

比較に際して「社会保険料支払」に事業主負担を含めているが、軽減された事業主負担分が賃金に転嫁されるとは考えにくい。

その他、医療技術の進歩は割引現在価値による比較を意味のないものにしていないこと、比較は引き算ではなく割り算が適切であることについてもふれています。

①と③については前回の当コラムで同様の問題点を指摘しておきましたが、特に②の割引率は、検討対象期間が長くなればなるほど検証結果に大きな影響を及ぼすため注意が必要です。

### Q4. 検討会は世代間格差をどう考えているのですか。

**A4.** 以下の4つの論点が挙げられています。

#### ① 社会保険の理念と仕組みに対する理解

社会保険は生活事故発生確率の低い者から高い者へ、高所得者から低所得者への所得再分配を行う仕組みでもある。このことをふまえて議論すべきである。

#### ② 世代間の格差の生じた原因

制度導入時の受給者は負担が少なく、これが格差の生じた最大の要因である。ただし、制度発足時の保険料水準と、今日の経済水準における保険料水準を同一の基準で評価できない。

#### ③ 世代間格差は本当に問題なのか

老親への私的扶養は社会保険制度の充実、生活リスクの「社会化」に伴って減り、前世代が築いた社会資本から受ける恩恵は若い世代の方が大きいこと、なども考慮に入れ議論するべきである。

#### ④ 世代間の「格差」の解消は可能か

税負担の拡大により、格差は解消するとの議論があるが、現実には税財源が確保されず、将来世代へ負担の付け回しがされている。また、積立方式は金融市場の変動に翻弄され続けており、公的年金の財政方式にふさわしくない。

そして結論として、①世代間・世代内の公平性確保は重要だが、社会保険の中だけで給付と負担を一面的な数値により評価することは不適切、②社会保障制度が世代間の支えあいを基礎としている以上、支えられる人を減らし、支える人を増やす以外に解決法はない、としています。

世代間の公平を考える上で、国民の共同連帯という社会保険の理念に思いを至したいものです。

(社会保険労務士 CFP® 認定者 西岡秀昌)

## シリーズ ユニカー (団体 (法人) 自動車共済) Q&A ⑬

**Q1** 「契約団体の職員」が「契約車両」を運転中、わき見運転による交通事故を起こし、「自転車に乗った主婦」に怪我を負わせてしまった場合、給付の対象となりますか？

**A1** 被害者であるところの「自転車に乗った主婦」は「契約団体の職員」ではありませんので、この場合は支払対象となります。

**Q2** 「契約団体の職員」が「契約車両」を車庫入れ中に誤ってブレーキとアクセルを踏み間違え、車庫入れを誘導していた上司の足をひいてしまいました。この場合、給付の対象となりますか？



**A2** 被害者は運転者と同じ契約団体の職員ですので、この場合、被害者は身内ということになり、支払対象外となります。  
**●ポイント**  
 対人賠償共済で補償されるのは、あくまで他者・他人を怪我もしくは死亡させてしまった場合です。社用車で業務中の職員に怪我を負わせてしまった場合は、支払対象外となります。ただし、職員が業務中でない場合は、支払対象となります。



**Q3** 交通事故で顧客から預かった積荷を破損してしまいました。この場合、積荷の損害に対して給付の対象となりますか？



**A3** 自車の積荷は対象とはなりません。相手車の積荷は対象となりますので、事故の相手車の自動車保険では支払対象になりえます。(過失割合により相殺が発生する場合もあるので、被害額全額が補償されるわけではありません。)なお、相手が貨物を積んだ車両で高額な物を搭載していると、思わぬ高額な損害賠償額が発生してしまう場合もあります。

**Q4** 交通事故で自分が大怪我をし、多額の治療費がかかってしまいました。相手の運転手は自賠責保険しか加入しておらず、無職なので賠償能力もありません。この場合、治療費は自己負担となってしまうのでしょうか？

**A4** 事故相手が加入している自賠責保険の限度額までしか補償金は支払われないこととなります。ただし、被害者が無保険等自動車傷害に加入していれば、その契約から補償を受けることが可能となります。(なお、無保険等自動車傷害は“死亡や後遺障害”の場合であって、通常の怪我(完治する怪我)の場合は対象外です。)

### 全労済協会からのお知らせ

#### ▶ 全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
5月22日(火)	第133回理事会	2012年度 事業計画(案)、2012年度収支予算(案)他
5月22日(火)	第35回評議員会	2012年度 事業計画(案)、2012年度収支予算(案)他
6月19日(火)~20日(水)	2012年春期「退職準備教育研修会」【東京開催】	研修企画・コーディネーター養成講座(場所:新宿駅周辺 会議室)

全労済協会だより vol.64 2012年5月

発行: **全労済協会**  
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会  
 発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
 ☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》http://www.zenrosaikyoukai.or.jp